

異動届出書記入上の注意

平成24年1月以降の異動の場合は、1・2・3のいずれか一つを選んで印を付けてください。

異動後の未徴収税額の徴収方法(1から3)に を付けてください。

未徴収税額があり、本人が支払う場合(普通徴収)で、該当者の現住所が国外又は不明の場合は、記入してください。

異動後の未徴収税額の方法が次の場合、該当欄を記入してください。

2の場合

3の場合

1の場合

転勤等による場合は、新勤務先を経由して提出してください。

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
										平成	年度	平成	年度
異動があった場合は、速やかに提出してください。										処理事項			
平成 年 月 日										特別徴収義務者指定番号			
宛先)野田市長										個人番号			
フリガナ										連絡者係、氏名及び電話番号			
氏名 (旧姓)										係氏名			
旧住所										電話 () 番			
現住所										印			
本籍地										異動後の未徴収税額の徴収			
給与所得者										2を で囲んだ場合は必ず記入してください。			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)										退職時までの給与支払額			
徴収済月										円			
(イ) 徴収済額										円			
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)										円			
異年月日										1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 会社解散 7 住所誤報 8			
異動事由										1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収			
給与の支払を受けなくなった後の月割額 (未徴収税額) について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。										1月1日以降4月30日までの退職者の市・県民税については、5月分まで一括徴収し納入してください。なお、上記以外の退職者についてもなるべく一括徴収の方法にて納入くださいますようお願いいたします。			
一括徴収の理由										市記入欄			
1 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため(月日申出)										月割額			
2 異動が平成 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため										月分 月分以降			
一括徴収できない理由										円			
1 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため										円			
2 その他理由()										円			
転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書き「2」を参照してください。)										新規継続			
月割額 円										特別徴収義務者指定番号			
月分から										係			
徴収し納入する。										連絡者の係、氏名及び電話番号			
給与支払方法及びその期日										電話 () 番			
払込みを希望する金融機関の所在地及び名称										印			
野田市指定納入書要否										経理責任者名			
要・否										氏名			

特別徴収税額通知書に記載されている番号を記入してください。

一括徴収する月を記入してください。

1月1日から異動があった時まで支払われた給与支払額と社会保険料額を記入(ボーナス等賞与を含める。)

該当する異動事由に印を付ける。

特別徴収を継続する新事業所ですすでに特別徴収の指定番号があれば記入し「継続」に印を付け、番号がない場合は「新規」に印を付けてください。

異動届出書は複写したもの、他市区町村のものでも受け付けています。実際の徴収税額と税額通知書の額が合わなくなりますので、退職者ができましたら早めに作成してご提出ください。1月1日から4月30日までの間に退職される方には、本人の申し出を問わず一括徴収が義務付けられています。